

事務事業分析シート

No1

事務事業名	地域環境整備対策	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	地域環境整備対策費（35-18-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ● 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度	根拠法令等	「荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱」		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	大規模マンションの建設計画を早い段階で近隣住民に周知し、マンションが地域の生活環境に与える影響について、近隣関係住民と開発事業者が話し合うことにより、建築紛争を未然に防止する。				
対象者等	・ 一定規模以上の建築物の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の計画が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルールⅠ）を制定し実施している。（平成11年11月1日制定、同年12月1日施行）				
経過	平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として本要綱（荒川ルール）を平成11年11月1日に制定した。				
必要性	良質なマンション供給と地域環境の保全と向上のため、その必要性がある。				
実施方法	☒ 直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 非常勤 臨時職員)				
	別紙参照				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,151	1,153	1,025	258	258	258	235
	①決算額（18年度は見込み）	167	104	125	188	167	41	
	②人件費						3,539	
	【事務分担量】（％）						70	
	合計（①＋②）	167	104	125	188	167	3,580	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	167	104	125	188	167	3,580	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	届出件数	2	2	3	3	3	7	
	住民説明会開催数	6	2	4	11	8	17	
	地域関係者会議開催数	7	3	7	10	10	27	
	地域環境アドバイザー派遣回数	1	0	0	1	1	1	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	アドバイザー派遣会費	41	アドバイザー派遣会費	244	アドバイザー派遣会費	224
	旅費	アドバイザー旅費	0	アドバイザー旅費	12	アドバイザー旅費	9
	食糧費	連絡調整会議用賄い	0	連絡調整会議用賄い	2	連絡調整会議用賄い	2

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	建築紛争未然予防割合（％）		66	100	—	100	紛争未然予防件数／届出件数
	事業者による地域要望取入割合（％）		75	86	—	80	要望取入項目数／要望項目数

問題点・課題	1. 地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。 ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との意見の相違となる。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。 2. 開発事業者と地域住民との協議・調整期間の長さの問題はないか。 ・双方の合意形成を図ることに3か月間が妥当な期間か。 3. 紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。 ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。 ・本要綱が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定や地区計画等が結ばれる取組が求められる。						
	他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区）					世田谷区 環境基本条例 港区 環境影響調査実施要綱

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	・荒川ルールを条例化する。 ・対象延べ床面積の引き下げ（対象拡大）	・地域環境への事業者の責務をより明確にすることで、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが推進できる。 ・対象面積の引き下げにより、対象件数が増加する。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	開発者と近隣住民との紛争防止には欠かせない制度である。

議会質問状況（要旨）	・ H12四定 「荒川ルールの拡充・強化について」 ・ H16二定 「街づくりと環境配慮の基準について」
------------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	開発許可制度		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	佐藤 博	内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	開発手数料 10-02-04-03						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 非計画		
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野					
	政策	都市基盤の整備					
	施策	総合的な市街地の整備					
目的	「土地の利用は公共の利益のため、一定の制限のもとにおかれるべきである」という都市計画法に定められた基本理念のもとに行っている制度で、建築行為を行なうために一定規模以上の土地の区画形質の変更を行うことを規制することにより、無秩序な開発を防止し、良好な都市環境を確保することを目的としている。						
対象者等	主として建築物を建築するため又は特定工作物を建設するために、500㎡以上の土地の区画・形質の変更を行う事業者						
内容	以下の許可基準に適合していると認められた場合にのみ許可をし、良好な都市環境を確保する。 ・ 許可申請の手続きが、法令等の規定に違反していないこと ・ 設計が、法令等に基づく技術的基準及び都市計画に適合していること ・ 申請者に、開発行為を行うために必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に、開発行為に関する工事を完成させる能力があること ・ 関係区域及び取付道路等開発許可に関連のある工事をしようとする区域内の土地又は工作物について、開発行為及び関連工事を行う場合の支障となる権利を有するものの相当数の同意を得ていること * 詳細は、荒川区開発許可審査基準に基づき許可を行う。						
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 以来改正多数 平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる 審査請求 2件（H10・H11）						
必要性	都市計画法に定められた事務である。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) 都市計画課職員による相談・審査・区長許可						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						6,895	
【事務分担量】（%）						80	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	6,895	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源 手数料 歳入	27	398	259	393	563	329	453
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
許可件数	1	3	3	4	4	2	1
開発登録簿写しの交付	1	1	4	12	15	7	8

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	030101	開発手数料	563	開発手数料	453	開発手数料	453

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	許可までの日数（審査期間）		12日	8日	—	10日	標準処理期間65日 (5ha未満の場合)
②							
③							

問題点・課題	迅速な事務処理を行う一方で、法の主旨を十分理解し、許可に当たっての慎重な対応が求められる。					
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	手引書の改訂	相談業務に有効利用できる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくには必要な事務である。

議会 （要旨） 質問状況	
--------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	都市計画審議会運営		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	永澤慎二	内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	都市計画審議会費（35-27-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠法令等	都市計画法、地方自治法、荒川区都市計画審議会条例・施行規則 等			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画（非計画）			
行政評価事業体系	分野 政策 施策						
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。						
対象者等	荒川区全域						
内容	1. 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等についての調査、審議、答申または建議。 2. 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 〔構成員〕 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人 3. 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。						
経過	昭和47年 4月 1日 荒川区都市計画審議会条例施行 5月 9日 第1回都市計画審議会開催 平成12年 4月 1日 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、条例・規則を改正 6月 1日 新たな委員構成による委員の委嘱 10月 20日 条例・規則の改正後の第2回都市計画審議会から会議の公開を実施						
必要性	区長が行なう都市計画決定を補完するために必要である。						
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） 常勤 非常勤 臨時職員 別紙参照						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,084	1,128	1,221	1,164	1,023	1,111	1,096
	①決算額（18年度は見込み）	784	449	1,051	975	586	215	1,096
	②人件費						6,125	
	【事務分担量】（％）						100	
	合計（①＋②）	784	449	1,051	975	586	6,340	1,096
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	784	449	1,051	975	586	6,340	1,096	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	審議会開催回数	3	2	5	5	3	1	
	審議会委員平均参加率（％）	91	90	67	82	70	75	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審議会委員報酬	486	審議会委員報酬	887	審議会委員報酬	887
	近接旅費	審議会委員旅費	0	審議会委員旅費	5	審議会委員旅費	5
	食糧費	会議用賄い費	15	会議用賄い費	18	会議用賄い費	18
	一般需要	審議会用事務用品	7	審議会用事務用品	15	審議会用事務用品	0
	役務費	会議録速記委託料	79	会議録速記委託料	164	会議録速記委託料	164
	使用料	開催会場使用料	0	開催会場使用料	22	開催会場使用料	22

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	審議会開催件数	3	1	4	—	必要に応じて開催
	② 案件審議件数	8	0	4	—	必要に応じた件数
	③					

問題点・課題	審議にあたっては、案件が専門的な面が多く、区民代表の発言が少ない。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	審議会前に、区民代表の委員への勉強会を実施する。	審議会の充実が図れる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	都市計画に関する事項を審議するための付属機関として原則として設置する必要があり、重要な役割を担っている。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	日暮里・舎人線整備促進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
			担当者名	小泉文弘	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	日暮里・舎人線整備促進費（35305001）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 19年度 ☐ 18年度） ☒ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 60 年度		根拠	道路法		
終期設定	☒ 有 ☐ 無 19 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>			計画区分	計画 <u>（非計画）</u>	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境				
	政策	都市基盤の整備				
	施策	総合的な交通体系の整備				
目的	新交通システム日暮里・舎人線は昭和60年運輸政策審議会「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」の答申の中で位置づけられ、区部北東部の交通利便性の向上と、沿線地域の発展を目的として計画されたものである。荒川区としては、新線の導入を契機とした駅周辺を含む沿線の開発を行い、活力ある街づくりを推進する。					
対象者等	・事業主体 インフラ部（軌道の支柱、桁、駅部の主要構造物等）：東京都建設局 インフラ外部（車両、電気、通信等各種設備等）：東京都地下鉄建設株式会社					
内容	日暮里・舎人線は、区内の日暮里駅を起点として、足立区の舎人地区に至る延長約10kmの新交通システムである。地元自治体として区は、駅周辺の街づくりを推進するため、事業主体との連携を図る。 【計画概要】・ルート 日暮里駅～見沼代親水公園（約9.8km） ・駅数 13駅 区内4駅（日暮里、西日暮里、赤土小学校、熊野前）、足立区内9駅 ・開業予定 平成19年度 ・事業費 1,574億円（インフラ部：789億円、インフラ外部：526億円、他関連街路：259億円）H12.1見直し ・所要時間 約20分（表定速度 約29km/h） ・輸送システム 側方案内軌条方式による新交通システム（5両編成（定員298人、全長約45m）） ・構造形式 複線、高架方式					
経過	昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で建設を位置づけられる 昭和60年度 日暮里～舎人間 新交通システム等基礎調査実施（荒川区・足立区共同調査） 61年 2月 日暮里・舎人線建設促進協議会発足 平成 8年 8月 都市計画決定 8年11月 開業目標年次の変更（H11年度→H15年度） 9年12月 足立区舎人公園において起工式 12年 1月 東京都は需要予測、建設費等について見直しを発表 4月 東京都新交通建設事務所を西日暮里に開設 8月 荒川区内の工事に着工（明治通りとの交差部） 13年 4月 車両基地の位置等の都市計画変更 11月 開業目標年次の変更（H15年度→H19年度） 16年 4月 荒川横断橋りょう架設、車両基地着工式 18年 6月 桁締結式					
必要性	平成12年の需要予測、建設費の見直しに伴い、インフラ事業に対しての地元負担が不可欠となった。					
実施方法	（直営 <u>一部委託</u> 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・事業主体である東京都、東京都地下鉄建設株式会社と連絡調整、協議を緊密に行う。 ・都市モノレール等計画自治体協議会へ加入し、関連情報を収集する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	218	147	126,815
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	194	89	126,815
②人件費						6,033	
【事務分担量】（%）						70	
合計（①+②）	0	0	0	0	194	6,122	126,815
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	194	6,122	126,815
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	都市モノ協参加旅費	70	都市モノ協参加旅費	34	都市モノ協参加旅費	72
	一般需要	図書購入費	74	消耗品	5		
	負担金補	都市モノ協分担金	50	都市モノ協分担金	50	都市モノ協分担金	50
						連絡通路整備費	100,000
	委託料					その他の委託料	804
	公有財産					公有財産購入費	25,889

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	駅舎工事の進捗率（完了分）	0%	—	—	100%	
②	乗車人数（一日あたり）	—	—	—	59000人	
③	工事に係る地元協議会	18回	21回	24回	24回	毎月開催（日暮里、西日暮里地区）

問題点・課題	- 各駅周辺の街づくりの推進及び駐輪場整備を図る - インフラ事業に対して地元自治体2区への負担が求められている（荒川区10億円、足立区30億円） - 熊野前駅西側エスカレーター及びエレベーターの管理方法について - 日暮里駅前広場からのエレベーターと通路の整備及び管理方法について
実施状況	（実施 2 区 未実施 区） 日暮里・舎人線沿線区（足立区、北区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区が維持費用を負担するエレベーター、エスカレーターの管理について都と協議	管理に関する協定を取交す
②	区負担の財源措置について都区政課と協議	
③	日暮里・舎人線の認知度向上のためのイベントの実施	駅周辺地区の活性化と利用者増

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	公共交通機関として交通便利性の向上に資するため優先度は高い。 開業を契機に無秩序な市街地が形成されないよう、沿線の開発動向の把握と支援

議会質問状況（要旨）	・14一定 「日暮里・舎人線の平成19年度開業について」 ・14四定 「尾久橋通りの景観を重視した整備について」 ・16四定 「駅舎毎の特徴を出す工夫について」 ・17一定 「日舎線開業見通しについて」 ・17二定 「（仮称）熊野前駅と駅西側地域との連絡機能について」 ・17四定 「日舎線西日暮里駅乗降口の弱者対策について」 ・18二定 「日暮里・舎人線沿線の街づくりについて」
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名		常磐新線導入促進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
				担当者名	小泉文弘	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）		常磐新線導入促進費(35335001)					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成		63 年度	根拠	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的促進に関する特別措置法		
終期設定	● 有 ○ 無		17 年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	○ 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境					
	政策	総合的な市街地整備の推進					
	施策	総合的な交通体系の整備					
目的	常磐新線は、昭和60年運輸政策審議会「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」の答申に位置付けられ、首都圏北東部の交通体系の整備、ＪＲ常磐線等の既設鉄道の混雑緩和、首都圏での宅地供給の促進、沿線地域の産業基盤整備と各都市の形成を目的に計画された。 荒川区としては、新線建設に要する経費の一部を出資し、沿線自治体と協力し事業の促進に向けた取り組みを行う。また、新線の導入を契機とした南千住駅周辺の開発を促進する。						
対象者	・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第3セクター）						
内容	都内の秋葉原駅を起点として、東京都千代田区、台東区、荒川区、足立区を経て、さらに埼玉県、千葉県、茨城県つくば市に至る延長約5.8kmの都市高速鉄道を建設した。 【計画概要】・ルート 秋葉原～つくば市 ・路線長 約5.8km ・駅数 20駅（荒川区内は南千住駅の1駅） ・開業日 平成17年8月24日 ・事業費 約9,400億円 ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社 ・所要時間 快速45分、区間快速52分						
経過	昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で位置付けられる 平成 3年 3月 「首都圏新都市鉄道株式会社」設立 7年 9月 「新浅草駅～都県境」都市計画決定（11年6月 全地区都市計画決定） 13年 2月 鉄道路線名称をつくばエクスプレスに決定 16年 5月 レール締結式（北千住駅構内） 7月 トンネル&レールウォークin南千住開催参加者376名 17年 3月 運行計画概要の発表、4月 旅客運賃認可 6月 南千住駅舎見学会参加者450名（25日）、運行ダイヤ発表（30日） 7月 常磐新線沿線特別区対策協議会及び常磐新線促進都市連絡協議会総会の開催 8月 区民試乗会（7日）、開業（24日） 11月 南千住スタンプラリー開催参加者214名						
必要性	つくばエクスプレスの沿線都市が、緊密な連絡のもとに建設に関する協力体制を確立して、その早期着工・早期開業を促進し、もって当該地域の発展に資する必要がある						
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・事業主体（首都圏新都市鉄道株）へ区は総事業費(9,400億円)の内、0.52%(49億円)を出資する。 ・事業費及び財源構成 総事業費＝9,400億円 基金ベース財源内訳＝無利子貸付（80%）＋出資金（14%＋193億円）＋鉄道公団借入金（6%） 無利子貸付内訳＝国（50%）＋都（20%）＋埼玉県内（5%）＋千葉県（10%）＋茨城県（15%） 出資金内訳＝東京都内（40%）＋埼玉県内（10%）＋千葉県内（20%）＋茨城県内（30%） 都内内訳＝都(20%)＋千代田区(3%)＋台東区(6%)＋荒川区(3%、約49億円)＋足立区（8%） ・常磐新線沿線特別区対策協議会、常磐新線建設促進都市連絡協議会、東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会への参加						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	27,395	27,336	27,285	27,230	27,100	100	70
	①決算額（18年度は見込み）	27,255	27,251	27,200	27,200	27,100	100	70
	②人件費						6,033	
	【事務分担量】（％）						70	
	合計（①＋②）	27,255	27,251	27,200	27,200	27,100	6,133	70
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000		
一般財源	3,255	3,251	3,200	3,200	3,100	6,133	70	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	首都圏新都市鉄道(株)への出資額	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000		

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金	常磐新線関連協議会	100	常磐新線関連協議会	100	常磐新線関連協議会	70
	24投資及	首都圏新都市鉄道株	27,000				

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	開業に向けた工事進捗率		99%	100%	—	—	
	乗車人数（一日あたり）		—	15.2万人	18.6万人（～5月）	27万人	開業時13.5万人、開業5年後目標値
	南千住地域の人口（1～8丁目）		31488	33319	33639（6月1日）	—	毎年1月1日時点での数値

課題・課	沿線都市が、つくばエクスプレスの経営安定化に向けて、協力体制を強化し、沿線住民その他利用者の利便を図り、もって地域の発展に資する。このため、常磐新線関連協議会を18年度以降、5年間継続する（4区協=20,000円、11都市協=50,000円）。					
実施状況	（実施 3 区 未実施 19 区） 常磐新線沿線区（千代田区、台東区、足立区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	沿線自治体協議会の取組み（4区協、11都市協）	T X 利用者の増
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	常磐新線については、既に昨年度に開業したが今後の利用者増を沿線自治体として支援していく。

議会質問状況（要）	・10四定 「JR、常磐新線南千住駅北口の新設と走行騒音対策について」 ・14一定 「つくばエクスプレスの運営について」 ・14三定 「JR常磐線の北口の新設について」 ・18一定 「JR常磐線北口の開設について」
-----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	都市復興計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	川原宏一	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）							
事務事業の種類 ☐ 新規事業（ ☐ 19年度 ☐ 18年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 13 年度		根拠	荒川区災害対策基本条例			
終期設定	☒ 有 ☐ 無 18 年度		法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例			
実施基準	法令基準内 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境					
	政策	都市基盤の整備					
	施策	総合的な市街地整備の推進					
目的	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今後は、建築技術職員に対する演習を通じて同マニュアルの見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。						
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区						
内容	- 都市復興基本計画に対応する地区復興計画素案の策定 - 迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効であるため、被害想定に基づき導入可能な整備手法の検討を行う。						
経過	平成8年度 都—防災都市づくり推進計画策定 平成9年度 都—都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度 都—都市復興マニュアルに基づく模擬訓練（第1回）実施・以後毎年実施 平成11年度 区—荒川区地域防災計画の改訂 平成12年度 都—震災対策条例公布 平成13年度 5月 都—震災復興グランドデザイン作成 10月 区—荒川区震災復興条例制定 2月 都—被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施 3月 区—荒川区災害対策基本条例の改正 平成14年度 12月 都—第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 都—震災復興マニュアル改訂（都民向けの復興プロセス編と行政向けの復興施策編に再編） 平成15年度 9月 区—荒川区都市復興マニュアル策定危険度調査結果公表 3月 都—防災都市づくり推進計画・改訂版策定（東京都） ※被災宅地危険度判定士31名（平成17年度末現在）						
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効である。						
実施方法	☒ 直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						8,619	
【事務分担量】（％）						10	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	8,619	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	8,619	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	地区別復興計画素案作成	0地区	計3地区	計7地区	計7地区	大被害が予想される地区数
②						
③						

問題点・課題	- 復興施策は、①都市の復興、②住宅の復興、③くらしの復興、④産業の復興に区分できるが、当区においては①を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。 - 東京都は、平成16年度から3カ年で復興市民組織育成事業（ワークショップ等で地域協働復興を検討する事業）に取り組む区市町村に対し、補助金（経費の1/2、上限300万）を負担する用意がある。これを当区で実施するか、また、実施する場合の所管が不明となっている。					
他区の実施状況	（実施 足立 区 未実施 21 区） 復興整備条例 : 板橋、足立、荒川、新宿、台東、墨田、江戸川、文京、世田谷 都市復興マニュアル : 板橋、港、台東、北、新宿、足立、荒川、中野、杉並、文京、墨田、目黒、世田谷 地域復興計画 : 足立					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	災害時に迅速に対応ができる。

議会（要質問）状況	・12年二定 「復興条例及び復興マニュアルの今後の見通しについて」 ・13年二定 「震災復興条例の制定について」
-----------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	土地利用現況調査等	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	大内武彦	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	土地利用現況調査費 35-75-50-01				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 61 年度	根拠法令等	都市計画法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境			
	政策	都市基盤の整備			
	施策	総合的な市街地整備の推進			
目的	経年的に土地の利用現況を調査し、荒川区又は東京都における土地利用計画・都市計画を立案する場合並びに都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定する場合及びまちづくり施策の基礎資料とする。また、荒川区都市計画情報システムに反映させると共に、用途地域をはじめとする地域・地区等を記した都市計画図等を作成する。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	都市計画法第6条の規定に基づき実施するもの ①都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務 概ね5年に一回（直近：平成15年度） ②土地利用現況調査 都市計画基礎調査のための実地調査 概ね5年に一回（直近：平成13年度） 土地利用情報及び用途地域等の都市計画情報を常時管理し、まちづくり施策の基礎資料、18年度都市計画の変更等の事務に対応するもの ③用途地域等の都市計画変更に関する事務 随時（大掛かりな変更は数年（概ね8年）に一度 最後は平成16年度） ④荒川区都市計画情報システムの管理 通年 ⑤荒川区都市計画図の作成・印刷 毎年 ⑥荒川区白図の作成・印刷 毎年				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・15年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度）				
必要性	①・②は、都市計画法第6条に基づき義務付けられているものである。 ③は、都市計画法に基づき用途地域等の都市計画図書資料となるもの。 ③～⑥は、まちづくり施策等に役立てるためのものである。				
実施方法	（直営 <u>一部委託</u> 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都市計画情報更新・システム保守業務委託（17年度委託料 735千円） 都市計画図印刷（17年度印刷製本 415千円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	916	20,209	902	8,740	2,457	1,150	14,224
	①決算額（18年度は見込み）	910	19,924	901	8,652	1,910	1,124	14,224
	②人件費						4,310	
	【事務分担量】（％）						50	
	合計（①＋②）	910	19,924	901	8,652	1,910	5,434	14,224
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		5,678		792			4,770
	その他（特定財源）							
一般財源	910	14,246	901	7,860	1,910	5,434	9,454	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	土地データ(件数)			42,219	42,219	42,219	42,219	42,219
	建物データ(件数)			40,891	40,891	40,891	40,891	40,891
	荒川区都市計画図(部)	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	荒川区白図(部)	100	100	100	100	100	100	100
	区報(発行回数)				3	1		

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	印刷製本	837	印刷製本	415		
	委託料	システム管理外3件	1,072	システム管理	735	システム管理	1,462
						土地利用現況調査	12,734
	役務費	手数料				TDM手数料	27

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	システム導入PC稼働率（台）		2	2	3	20	導入PC台数／20（ライセンス数）
	② データ整備率（％）		100%	100%	100%	100%	平成13年度土地利用現況調査よりデータ整理をシステム化し、整備率は100%（更新は5年毎）
	③						

問題点・課題	都市計画情報システムは20台まで導入可能なライセンスを得ているが、現有PCの能力上の問題で、台数が限定されており、PCの能力アップが必要である。					
	都市計画情報システムの特性を生かし、法に定める都市計画基礎調査の項目のデータ整備のみならず、まちづくり情報・補助金・道路・公園のデータ等も取り込むことで、総合的な情報システムに発展させていくことで、さらに有効活用できる。					
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	都市計画情報システムについては、新規情報を追加できる機能を新たに設置し、まちづくり情報のデータベース化の推進を図る。	様々な事業について、必要な情報がリアルタイムで取り出すことができる。
②	導入PCを増加させる。	稼働数を増やすことにより、職員がこのシステムを利用する機会を増加させ、有効利用を図る。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	土地利用現況を把握することは街づくり事業策定等に役立つ

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	交通バリアフリー整備促進事業		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
			担当者名	永澤慎二	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	交通バリアフリー整備促進事業費（35-76-50-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 13 年度		根拠法令等	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（法律第68号）		
終期設定	●有 ○無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 非計画		
行政評価事業体系	分野					
	政策					
	施策					
目的	高齢者や身体障がい者、そのほか妊産婦などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため交通バリアフリー基本構想を策定し、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するものである。					
対象者等	・公共交通事業者 ・道路管理者 ・公安委員会					
内容	- 平成12年11月15日に「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行。 - 平成14年3月、日暮里駅周辺地区を重点整備地区と定め、交通バリアフリー基本構想を策定した。策定にあたっては、交通公共事業者、道路管理者、公安委員会等と協議を進め、併せて高齢者や身体障がい者団体などとの合同調査や意見を聴取し、その反映に努めた。 - 平成14年度に各事業者が作成する事業計画の各事業が円滑に実施されるように、事業推進協議会を設置した。以後毎年、事業推進協議会を開催し、バリアフリー化に向けて進行管理を行っている。					
経過	平成13年 4月 第1回基本構想検討会及び幹事会開催 6月 現況調査の実施（区内各駅の6地区について、区民と一緒に現地調査・意見交換会） 7月 第2回検討委員会の開催（重点整備地区を日暮里駅周辺に設定することを決定） 平成14年 3月 第4回基本構想策定協議会（公開）の開催、基本構想を庁議決定、基本構想を国へ提出 10月 第1回交通バリアフリー事業推進協議会開催、以後、毎年1回の開催を続けている。					
必要性	各事業者が作成した事業計画に基づくバリアフリー化を、確実に推進させるためにその必要性がある。					
実施方法	（直営）一部委託 全部委託 （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） - 基本構想の整備プログラムを確実に進めることを目的として、国、東京都、公共交通事業者、道路管理者、交通安全事業者、区民等で構成する事業推進協議会を毎年1回開催する。 - 事業推進協議会は、各事業が円滑に実施されるように、相互の情報交換に努めるなどの協議・調整の場として活用。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額			10	65	63	63	24
①決算額（18年度は見込み）			6	20	17	16	
②人件費						1,100	
【事務分担量】（%）						20	
合計（①+②）	0	0	6	20	17	1,116	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	6	20	17	1,116	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
			1	1	1	1	
			50	50	50	50	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	推進協議会賄い	6	推進協議会賄い	8	推進協議会賄い	8
	消耗品費	消耗品	0	消耗品	39	消耗品	0
	使用料	会場使用料	11	会場使用料	16	会場使用料	16

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	バリアフリー進捗率（道路）（％）		50	55	60	100	日暮里駅周辺地域の特定道路（都道、区道）の進捗率
②	バリアフリー進捗率（施設）（％）		0	0	40	100	JRは18年度、日・舎線は19年度、京成は22年度完了予定
③							

問題点・課題	・ 区民からの要望を各事業に反映していくためには、当然、事業者の協力が必要である。 ・ しかし、事業者側にも既存施設の状況や予算等もあり、要望のすべてを反映していくことは難しい。 ・ そうした状況のなか、各事業へ区民要望をいかに取り入れていくか、工夫と検討が必要である。 ・ 日暮里駅周辺地域以外の他地域にもバリアフリー化を推進していく。
他区の実施状況	（実施 9 区 未実施 13 区） 北区、千代田区、杉並区、目黒区、墨田区、練馬区、台東区、新宿区、中野区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	事業推進協議会に向け、障害者団体や各事業者と事前のヒヤリング・協議をこれまで以上に十分に行う。	・ 区民要望の反映が充実できる。 ・ 事業の進行管理がさらに把握でき、区と各事業者との連携強化が図れる。
②	日暮里地域以外への導入の検討	・ 区内全域のバリアフリー化の推進が図れる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	バリアフリー化は今や常識であり、区民の生活の必須条件となっている。

議会質問状況（要旨）	・ 13年二定 「交通バリアフリー基本計画の策定について」 - 四定 「JR日暮里駅と日・舎線、駅前開発事業の一体的に推進について」 ・ 14年一定 「日暮里駅のバリアフリー化について」 - 三定 「日暮里駅の大改造計画について」 - 四定 「日暮里駅総合改善計画について」
------------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	佐藤 博	内線	2813	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 52 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)			計画区分	計画	(非計画)	
行政評価 事業体系	分野						
	政策						
	施策						
目的	一定規模以上の建築物の建設等に関して荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため、必要な事項を定め、当区における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。						
対象者等	次の建設事業 ①計画戸数15戸以上の集合住宅 ②店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの ③6棟又は6戸以上の住宅建設 ④施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 ⑤都市計画法第29条の開発行為に該当するもの ⑥延床面積1,500㎡以上の建築物 ⑦その他区長が認めたもの						
内容	・ 施行区域面積に応じた道路の整備 ・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備、駐車・駐輪施設の設置 ・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・ ゴミ置場、リサイクル物品保管場所の設置 ・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入 ・ 居室面積・天井高の制限等居住環境の充実 ・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮 ・ 景観への配慮・ 土壌汚染の調査						
経過	昭和52年11月1日制定以降、11回改正 最終改正 平成13年 4月1日						
必要性	事前相談及び各種の規定を設け、市街地の秩序ある整備を促進する必要がある。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) 都市計画課職員による、事前相談、審査、協定締結、協定履行確認						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	—	—	—	—	—	—	—
	①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
	②人件費						8,619	
	【事務分担量】（％）						100	
	合計（①＋②）	0	0	0	0	0	8,619	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	8,619	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	事前相談（同一箇所複数相談含	71	68	73	75	82	78	25
	事前申出書提出（件）	40	32	33	33	45	47	15
	協定締結（件）	19	19	20	18	28	34	5
	協定履行確認（件）	16	15	17	14	14	10	5

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	① 協定締結率（％）	28/45=62	34/47=72	-	100	各年度中に締結すべきもの。 事前申出書の提出は前年度を含む。
	② 協定履行率（％）	14/18=78	10/11=91	-	100	当該年度に履行すべきもの。 締結は前年度・前々年度あり。
	③					

問題点・課題	- 時代背景、経済状況、区の都市整備方針に沿った改正が常に必要であるが、一貫した姿勢が必要。 - 行政指導であるため、強制力が無く、窓口でのトラブルが多い。 - 都内各自治体においては、要綱行政から転換し、強制力を強めるため、条例化の傾向にある。しかし、条例化すると要綱ならでは、きめ細かな規定を設けられない。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 条例化実施済みの区あり（11区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	要綱の一部改正	区のまちづく事業との整合性が図られる。
②	条例化の検討	一定の強制力により、実効性が強化される。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	区のまちづくり施策に合わせた開発が可能となる。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	永澤慎二	内線	2813	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠 法令等	荒川区市街地整備指導要項			
終期設定	○ 有 ○ 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準		計画区分	計画 非計画	
行政評価 事業体系	分野						
	政策						
	施策						
目的	都市景観形成の総合的・計画的な推進を目的とした荒川区都市景観基本方針に基づき、区の景観形成ガイドラインを踏まえ、一定規模以上の建築物の建設に際して、周辺環境との調和や景観への配慮など魅力ある景観づくりを推進する。						
対象者 等	- 一定規模以上の建築物の建築主 - 宅地開発を行なう事業主						
内容	- 荒川区景観形成ガイドラインに沿って、景観形成の適切な誘導を図る。 - 荒川区景観形成ガイドラインの窓口配布等 - 荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して届出制度を実施。 - 手続きフロー： 建築計画立案→事前相談→チェックシートの作成→事前申出→受理						
経過	平成6年度 ・ 景観基礎調査 平成7年度 ・ 景観基本方針策定調査 ※都市景観基本方針検討委員会設置 平成8～10年度 ・ 景観基本方針案検討 ※景観基本方針策定委員会設置 平成11年度 ・ 景観基本方針策定 ・ 事前申出制度開始 ・ 日暮里富士見坂から将来にわたって富士が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情 [平成11年度第25号陳情] 平成16年 6月 ・ 景観法の制定 〃 12月 ・ 景観法の施行（一部を除く） 平成17年 6月 ・ 景観法の全面施行						
必要性	事前相談及び景観チェックシートの作成を通し、周辺環境との調和や景観への配慮など魅力ある街づくりを促進する必要がある。						
実施 方法	(直営) 一部委託 全部委託 (直営の場合) 常勤 非常勤 臨時職員						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						1,960	
【事務分担量】（%）						30	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	1,960	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	1,960	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	景観チェックシート提出件数	34	26	26	26	38	45
	指導要項届出件数	40	32	33	33	45	47

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	チェックシート提出率（％）	84	85	—	100	チェックシート提出件数／届出件数
②						
③						

問題点・課題	・荒川区市街地整備指導要綱の対象となる事業者には、平成11年12月1日から景観チェックシートの提出（事前申出書）を義務付けており、事業者には浸透してきている状況である。 ・今後、街づくりを総合的かつ計画的にすすめていくうえで、景観づくりは大変に重要な要素である。また、平成17年6月の景観法 全面施行に伴い、より景観に配慮した街づくりが求められている。
他区の状況	（実施 20 区 未実施 2 区） 条例制定：8区（新宿区、豊島区、北区、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区） 要綱制定：2区（港区、足立区） 基本計画、ガイドライン等策定：20区（条例・要綱制定区を含む）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	景観条例制定の検討	住民、事業者、行政の協働による良好な景観形成が図れる。
②	景観形成ガイドラインの周知及び実効性の担保	街並みや地域性などに配慮した事業計画に誘導することにより、魅力ある景観づくりが図れる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	経済活動に比べ、景観に対する民意のレベルが低く、合意形成に時間がかかる。

議会（要質問状況）	・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」
-----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫																																																																
			担当者名	川原宏一	内線	2812																																																																
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	(06-01-11)																																																																					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																																																																					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度		根拠	河川法(特定地域堤防機能高度化事業)																																																																		
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等																																																																			
実施基準	法令基準内 (都基準内) 区独自基準		計画区分	計画 (非計画)																																																																		
行政評価 事業体系	分野	防災・まちづくり・環境																																																																				
	政策	安心・安全のまちづくりの推進																																																																				
	施策	災害に強いまちづくりの推進																																																																				
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。																																																																					
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの																																																																					
内容	区は、対象者に本事業の案内や協力依頼を行っている。 ・スーパー堤防の整備、緩傾斜型堤防の整備、テラスの整備 （参考：隅田川の延長23.5km、うち荒川区の接岸延長約7.8km） ・都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。 ・荒川区環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。																																																																					
経過	■スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） <table border="1"> <tr> <td>整備済地区：西尾久（荒川遊園）</td> <td>平成3年3月完成</td> <td>252m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南千住（アクロシティ）</td> <td>平成6年3月完成</td> <td>235m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南千住北（プランヴェール）</td> <td>平成11年3月完成</td> <td>125m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町屋（マルエツ）</td> <td>平成12年3月完成</td> <td>110m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町屋六丁目（尾竹橋中跡地）</td> <td>平成14年10月完成</td> <td>127m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白鬚西（水神大橋下流）</td> <td>平成15年3月完成</td> <td>430m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白鬚西（汐入大橋上流）</td> <td>平成17年3月完成</td> <td>183m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白鬚西（汐入大橋～水神大橋）</td> <td>平成18年3月完成</td> <td>517m</td> <td>計1,979m（約25%）</td> </tr> <tr> <td>事業中地区：東尾久（旭電化跡地）</td> <td></td> <td>340m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南千住七丁目</td> <td></td> <td>40m</td> <td>計380m（約5%）</td> </tr> </table> ■緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） <table border="1"> <tr> <td>整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流）</td> <td>平成13年3月完成</td> <td>122m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白鬚西（白鬚橋上流）</td> <td>平成16年3月完成</td> <td>383m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白鬚西（補助189沿い）</td> <td>平成17年3月完成</td> <td>200m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白鬚西（補助189沿い）</td> <td>平成18年3月完成</td> <td>255m</td> <td>計960m（約12%）</td> </tr> <tr> <td>事業中地区：三河島（水再生センター裏）</td> <td></td> <td>202m</td> <td>計202m（約3%）</td> </tr> </table> ■テラス整備（緊急耐震対策事業：平成8年度より着手） <table border="1"> <tr> <td>整備済地区：堤防完成箇所＋荒川遊園延長（91m）</td> <td></td> <td></td> <td>計3,030m（約39%）</td> </tr> </table>						整備済地区：西尾久（荒川遊園）	平成3年3月完成	252m		南千住（アクロシティ）	平成6年3月完成	235m		南千住北（プランヴェール）	平成11年3月完成	125m		町屋（マルエツ）	平成12年3月完成	110m		町屋六丁目（尾竹橋中跡地）	平成14年10月完成	127m		白鬚西（水神大橋下流）	平成15年3月完成	430m		白鬚西（汐入大橋上流）	平成17年3月完成	183m		白鬚西（汐入大橋～水神大橋）	平成18年3月完成	517m	計1,979m（約25%）	事業中地区：東尾久（旭電化跡地）		340m		南千住七丁目		40m	計380m（約5%）	整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流）	平成13年3月完成	122m		白鬚西（白鬚橋上流）	平成16年3月完成	383m		白鬚西（補助189沿い）	平成17年3月完成	200m		白鬚西（補助189沿い）	平成18年3月完成	255m	計960m（約12%）	事業中地区：三河島（水再生センター裏）		202m	計202m（約3%）	整備済地区：堤防完成箇所＋荒川遊園延長（91m）			計3,030m（約39%）
整備済地区：西尾久（荒川遊園）	平成3年3月完成	252m																																																																				
南千住（アクロシティ）	平成6年3月完成	235m																																																																				
南千住北（プランヴェール）	平成11年3月完成	125m																																																																				
町屋（マルエツ）	平成12年3月完成	110m																																																																				
町屋六丁目（尾竹橋中跡地）	平成14年10月完成	127m																																																																				
白鬚西（水神大橋下流）	平成15年3月完成	430m																																																																				
白鬚西（汐入大橋上流）	平成17年3月完成	183m																																																																				
白鬚西（汐入大橋～水神大橋）	平成18年3月完成	517m	計1,979m（約25%）																																																																			
事業中地区：東尾久（旭電化跡地）		340m																																																																				
南千住七丁目		40m	計380m（約5%）																																																																			
整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流）	平成13年3月完成	122m																																																																				
白鬚西（白鬚橋上流）	平成16年3月完成	383m																																																																				
白鬚西（補助189沿い）	平成17年3月完成	200m																																																																				
白鬚西（補助189沿い）	平成18年3月完成	255m	計960m（約12%）																																																																			
事業中地区：三河島（水再生センター裏）		202m	計202m（約3%）																																																																			
整備済地区：堤防完成箇所＋荒川遊園延長（91m）			計3,030m（約39%）																																																																			
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点からこれを再生し、区民に広く開放する必要がある。																																																																					
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																																																																					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						8,619	
【事務分担量】（%）						10	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	8,619	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	8,619	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	テラス整備率	27 %	39 %	—	49 %	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率	29 %	37 %	—	48 %	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
	③					

問題点・課題	・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。 ・また、沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため、整備可能区域とそれ以外をしゅん別する必要がある。 ・区民が徒歩で荒川遊園から白鬚橋まで歩いていけるテラス整備について都に働きかける必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	親水性と治水性の両者を備えた堤防整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

議会（要旨）	・13年1定 「堤防の整備状況と事業促進策について」
--------	----------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
			担当者名	小泉文弘	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	日暮里駅総合改善事業費（35785001）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ● 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 14 年度		根拠	首都圏の空港アクセス改善緊急対策（H13.5国交省）		
終期設定	● 有 ○ 無 21 年度		法令等	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）		
実施基準	法令基準内 都基準内 <区独自基準		計画区分	計画 <非計画>		
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境				
	政策	総合的な市街地整備の推進				
	施策	総合的な交通体系の整備				
目的	現在のＪＲ及び京成日暮里駅は、プラットホームやコンコースが狭く、また、バリアフリー化の遅れにより、利用者に不便をかけている。今後、駅周辺の再開発事業や新交通日暮里・舎人線の整備、成田新高速鉄道の整備によって、駅利用者はますますの増加が予想されている。このような駅利用者の増加に対して、混雑緩和や乗り換え負担の軽減を図るため、駅の総合改善を行う。					
対象者等	・ 事業主体 日暮里駅整備株式会社					
内容	京成電鉄日暮里駅を22年度開業予定の成田空港アクセス新線都心側ターミナルとして、①スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上、②朝夕ラッシュ時の混雑緩和、③バリアフリー化の推進、④乗換利便性の向上を図るため駅の改良を行う 【計画概要】 ・ 主な事業内容 京成日暮里駅の三層構造化（上下線の別ホーム化） 京成スカイライナー専用ホームの新設 ＪＲ日暮里駅コンコースの拡幅 バリアフリー化（エレベータ、エスカレータの新設） ・ 事業費 約 2 2 6 億円 ・ 工期 平成 1 4 年度～ 2 1 年度					
経過	平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表 8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Ｂルート早期整備が位置付けられる 14年10月 日暮里整備株式会社設立（荒川区出資 5 1 %） 14年度 構造物設計 15年度 構造物設計、支障物移転工事等 16年 3月 工事説明会 4月 安全対策協議会設置 18年 3月 計画上り線切替え					
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となり、鉄道駅総合改善事業のスキームを用いて、国、都、区が補助する。					
実施方法	<直営> 一部委託 全部委託) (直営の場合 <常勤> 非常勤 臨時職員) ・ 事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資する ・ 整備費の一部として日暮里駅整備株に対し、鉄道駅総合改善事業により、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行う					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		—	—	12,600	36,260	195,000	215,500	336,676
①決算額（18年度は見込み）		—	—	12,600	36,260	86,074	160,176	336,676
②人件費							2,586	
【事務分担当量】（％）							30	
合計（①+②）		0	0	12,600	36,260	86,074	162,762	336,676
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	12,600	36,260	86,074	162,762	336,676
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	日暮里駅総合改善事業補助金			7,500	35,000	86,074	160,176	336,676
	出資金			5,100				

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金	日暮里駅総合改善事	86,074	日暮里駅総合改善事	160,176	日暮里駅総合改善事	336,676

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	工事進捗率		11.4%	25.5%	40%	100%	既事業費／総事業費（226.4億）
②	一日あたりの乗降客数	85880人 ※1	—	—	—	109,000人 ※2	※1）年間乗降客数（区政概要） 2）「平成14年度都市再生プロジェクト事業推進費に向けた鉄道関係公共事業の事業評価結果及び概要について」国交省H14.10.15
③	工事にかかる地元説明会（月1回）	11	11	12	12		

問題点・課題	・夜間工事に伴う振動・騒音対策（この事業に関連する区としての課題） ・京成線南口改札の設置と紅葉橋跨線橋アクセスのバリアフリー化
他区の実施状況	（実施 3 区 未実施 19 区） 京浜急行蒲田駅（大田区）、西武新宿線下井草駅（杉並区）、西武池袋線東長崎駅（豊島区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	安全対策協議会の実施	毎月実施している地域との意見・情報交換により、事業への理解・協力を引き続き求めていく。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	JR及び京成日暮里駅は、プラットホームやコンコースが狭くバリアフリー化が遅れている。このため、国庫補助金を導入し駅舎の整備改善を進めることは交通利便性の向上に資するため施策の優先度は高い。

議会（要旨）	・14四定 「日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について」 ・16四定 「駅総合改善事業の騒音対策について」 ・17一定 「京成線南口の開設について」
--------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	西日暮里駅周辺地区事業化検討		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
			担当者名	川原宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	(06-01-13)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠	都市計画法		
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)		計画区分	計画 (非計画)		
行政評価 事業体系	分野	防災・まちづくり・環境				
	政策	都市基盤の整備				
	施策	総合的な市街地整備の推進				
目的	都市計画マスタープランでは、西日暮里駅周辺地区を日暮里広域拠点の一つとして「日暮里・舎人線の導入を契機に土地利用の高度化を図り、商業・業務機能の集積及び基盤施設の整備を促進すべき地域」と位置付けている。 そのため、駅周辺にふさわしいまちづくり事業を検討する必要がある。					
対象者等	道灌山中学校跡地を含む鉄道と道路に囲まれた地域(西日暮里五丁目25、29～37番)					
内容	平成19年度の日暮里舎人線開業による人の流れの変化を機に地元に入り、条件整備やまちづくり機運の醸成に努め、事業化に向けた検討を開始する。 [状況] ・日舎線導入による用地処理に伴う建築物の建替えは、ほとんどが単独建替えだった。 ・地域内の公共施設には道灌山中跡地の他にひぐらし保育園、西日暮里在宅高齢者通所サービスセンターがある。 ・道灌山中跡地はNSO、フィルムロケーション、駐車場、駐輪場、地域開放用体育館等があり、再開発がすぐに動き出さないことから、平成19年3月まで暫定利用を継続している。 ・対象エリアで外部とのアクセス可能な部分は、道灌山通り沿いしかなく、しかもそこは、既に土地の高度利用が図られている。					
経過	平成8年度 西日暮里駅周辺事業化推進地区検討調査(委託先 ケン都市建築研究所) 平成9年度 東西地区開発研究会発足 (東地区代表 小川幸男 正式な会員募集まで至らなかった) (西地区代表 小宮鉄雄 会則案を作成した程度) 平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 平成13年度 西日暮里スタートアップオフィス開始(同年10月～18年9月) 平成14年度 日暮里駅周辺のまちづくりの動向を見据え、整合をはかりながら計画をすすめることとし、委託費は未執行(政策企画課) 平成15年度 所管が都市計画課に変更、委託費未執行。 平成16年度 予算は要求したものの配当なし。街づくりを誘導する時期は、日暮里舎人線開業時とする都市整備部の方針を決定 平成17年度 (1月)暫定利用期間の2年間延伸を決定(政策企画課)					
必要性	西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にふさわしい空間整備が求められ、地元住民とともに検討する必要がある。					
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) 実施の際は、調査委託を予定					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額(18年度は見込み)	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						8,619	
【事務分担当量】(%)						10	
合計(①+②)	0	0	0	0	0	8,619	0
国(特定財源)							
都(特定財源)							
その他(特定財源)							
一般財源	0	0	0	0	0	8,619	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	まちづくり事業の立上げ		—	—	—	100%	地元気運醸成⇒勉強会 ⇒協議会⇒事業化案決定
	②						
	③						

問題点・課題	・日暮里のまちづくり（再開発3地区、交通結節点ほか）の進捗状況やコンセプトの整合をはかりつつ、道灌山中跡地や区立施設を含めた街づくりについての検討が必要な状況にある。 ・まちづくりは、地元の盛り上げを区が支援する形で進んでいくことが望ましいが、日暮里に比べ気運が低い。 ※西日暮里5丁目29・30・31番街区で民間による再開発協議会発足（15年10月）					
他区の実況	（実施区 未実施区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	地元有志による勉強会の実施	地元のまちづくり機運が高まる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	住民の気運が低いとともに、地形形状のアクセスルートが限られ、検討に時間がかかる。

議会質問状況（要旨）	・12年四定 「日暮里・舎人線の西日暮里までの暫定開業について」 ・17年二定 「道灌山中跡地の活用を含めた再開発について」 ・17年四定 「道中跡地、日舎線駅のバリアフリー、自転車駐車場の整備について」
------------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
			担当者名	川原宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	(06-01-14)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠 法令等			
終期設定	● 有 ○ 無 20 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>			計画区分	計画 <u>非計画</u>	
行政評価 事業体系	分野	防災・まちづくり・環境				
	政策	都市基盤の整備				
	施策	総合的な市街市整備の推進				
目的	西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が、見直し候補区間に位置付けられたことを受けて、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討している。都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。					
対象者等	- 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域（面積13.5ha、約千世帯2,000人）内 - 路線名 補助92号線 補助188号線 - 施行主体 東京都 荒川区 - 計画幅員 20～22m 6～15m - 現況 区内は未整備 タ焼けだんだんを除きほぼ完成形 - 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ、谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討していく必要がある。					
内容	平成17年度 「まちづくり計画作成等に関する業務委託」の実施 業務内容：説明会の実施、意向調査の実施、まちづくりニュースの発行、地元まちづくり組織の立上げ支援、まちづくり計画素案の作成 平成18年度 「まちづくり計画作成等に関する業務委託」の実施 業務内容：まちづくり協議会の運営支援、まちづくりニュースの発行・配布、まちづくり計画素案のまとめ、地籍調査、都市計画道路見直し候補区間の周知及びまちづくり協議会活動のPR 期 間：契約締結の翌日から平成19年3月16日まで 予算額：4,786,950円(税込み) 平成19年度以降 ①まちづくり計画策定、②都市計画道路の見直し手続きを東京都に要請					
経過	昭和56年 第一次事業化計画 平成3年 第二次事業化計画（～平成15年度） 平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区、） 平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）					
必要性	地区内でのアンケート調査（平成18年1月実施、全戸配布、回収率23%）によると、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、またまちづくりの話し合いへの参加にも高い関心を示していることから、地域住民主体のまちづくり計画検討を支援していく必要がある。					
実施方法	（直営 <u>一部委託</u> 全部委託） （直営の場合 <u>常勤</u> 非常勤 臨時職員） まちづくり協議会の運営支援を中心に業務委託を実施し、住民の意見を反映したまちづくりの計画を図っていく。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	2,316	4,801
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	2,288	4,787
②人件費						8,619	
【事務分担量】（%）						50	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	10,907	4,787
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	10,907	4,787
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
						2,288	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	13委託			まちづくり計画委託	2,288	まちづくり計画委託	4,801

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
指標	① まちづくり計画の策定	—	0 %	—	100 %	都市計画決定が目標
	② まちづくり計画の策定協議会の活動状況	—	準備会 開催2回	—	毎年6回 開催	住民の関心度を示す指数 計画策定後も活動継続が理想
	③ 都市計画道路の見直し	—	0 %	—	100 %	都市計画変更手続き完了が目標

問題点・課題	・台東区側では、平成13年度から既に谷中地区まちづくり検討を始めており、そこでは計画道路の見直しに併せて、保全系のまちづくりを進める気運が高まっている。 ・当区の計画も谷中地区との一体性を踏まえ、内容の整合を図る必要がある。 ・都市計画道路の見直し作業については、台東区との連携を図ると共に、東京都都市整備局と役割分担を明確にしていく必要がある。 ・都市計画道路の単なる廃止ではなく、交通体系等の街づくりを将来的に担保する方策が必要がある。
他区の実施状況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	谷中地区との一体性を踏まえた内容の整合を図るため、台東区や谷中地区のまちづくり協議会との連携をしながら、協議会活動を行っていく	連携することでより良いまちづくりが可能である
②	都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局と役割分担を明確すべく事前に調整を行っていく	作業実施時にスムーズに行うことができる
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	地域住民が自らの手で自らのまちの将来計画を策定する、荒川区として初の取り組みであり、今後のまちづくり手法のモデルとなる。

議会（要旨）	・17年四定 「補助92号線の見直しについて」
--------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	日暮里駅前広場等の整備		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	川原宏一	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）							
事務事業の種類			☒ 新規事業 （ ☐ 19年度 ☒ 18年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業				
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度		根拠法令等	都市計画法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無 20 年度						
実施基準	法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境					
	政策	都市基盤の整備					
	施策	日暮里地区市街地再開発事業等の推進					
目的	区は、平成14年3月に日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定し、駅及び駅周辺のバリアフリー化を進めている。このうち、駅東口では再開発事業や日暮里・舎人線建設工事が行われており、駅前広場には、上空に日暮里舎人線駅舎・ペDESTリアンデッキ、地下に都市計画駐輪場整備が予定されている。 そのため、新たな人や車両の流れに対応する駅前広場の再編整備について検討を行い、実現に向けて関係者と調整を進めていく。 また、補助188号線については、①バリアフリー化の一環として道路面のかさ上げ②結節点機能向上のための歩行者専用道路化の検討を行う。						
対象者等	交通広場 約6,400㎡（平成8年8月23日都市計画決定） 管理者は東京都第六建設事務所（3／4）・JR東日本（1／4） 補助188号線 幅員6～15m 区道であるが土地の所有者はJR東日本 駅とペDESTリアンデッキを平面で接続するには最大1.6m路面を嵩上げする必要あり						
内容	区としては、より安全で使いやすい広場の再整備に向け、地元区として要望事項をまとめ、東京都に要望していく。 現状の問題点「交通広場」・・・①歩道内に自転車駐輪場を設置したため、歩きづらい ②夕方以降、客待ちのタクシーがラングウッドまで並びバスの運行に支障 ③亀戸行き路線バスは、広場内を2周して客の降車・乗車を行っている ④多くのバスが時間調整するために広場内で待機している ⑤道灌広場は噴水とともに日暮里舎人線の工事で廃止。再整備の予定なし ⑥駅に用のない車が広場を通過する形態となっている 「補助188」・・・①日暮里舎人線やデッキの接続工事完了後、段差解消を図る必要がある						
経過	平成14年3月 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定 平成14年度 日暮里駅交通結節点調査検討会（～平成15年度） 平成16年度 補助188号線嵩上げに関する工法・費用の概略設計を道路課が実施（再開発課が執行委任） 平成17年度 日暮里舎人線建設工事に伴う広場の復旧形態について区案作成 平成18年度 復旧形態の区案を新交通建設事務所に提示						
必要性	駅前広場は、日暮里駅前周辺地区地区計画区域内にあり、広場再編と緑豊かな良好な駅前環境形成が必要である。						
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） （常勤） 非常勤 臨時職員 交通広場においては、区案及び地元案をベースに、道路管理者（第六建設事務所）の了承を得て、新交通建設事務所と協議し、新交通建設事務所が工事を実施する。 補助188号線は、道路管理者である土木部が実施することが妥当と考える。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						8,619	
【事務分担量】（％）						10	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	8,619	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	8,619	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
指標	① 広場再編整備完了	—	0 %	—	100 %	
	② 補188の嵩上げ事業竣工	—	0 %	—	100 %	16年度は概略設計実施
	③					

問題点・課題	・新交通建設事務所は日暮里舎人線の工事に伴い、現状復旧を想定した工事を行う予定であるが、地元は現状復旧ではなく、地区施設の広場の拡張を求めており、関係者と調整し、設計委託発注時期の本年8月までに方向性を決める必要がある。 ・ひぐらし西地区の再開発実施に併せ、交番は補償費を受け取り、現在の位置に仮設したが、本設が必要である。 ・平成18年度に検討委託を実施するための費用を予算要求したが、認められなかった。 ・駅前広場の整備に際しては、将来の管理形態を第六建設事務所と協議することが前提となる。
他区の実施状況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	本来は、東京都が検討するものであるが、地元の意見や区の街づくりを反映させるためには、区が地元調整等を積極的に行う必要がある。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	コミュニティバスの導入		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志	
			担当者名	小泉文弘	内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	コミュニティバス導入（05315001）						
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ○それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 16年度		根拠	平成16年度荒川区コミュニティバス車両購入費			
終期設定	●有 ○無 16年度		法令等	補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内		（区独自基準）	計画区分	計画	（非計画）	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境					
	政策	都市基盤の整備					
	施策	総合的な交通体系の整備					
目的	区内の交通利便性の向上、交通弱者（高齢者、障がい者等）の交通移動手段の確保、自家用車使用の抑制や放置自転車の抑制などの環境対策の推進等を図るため、コミュニティバスの導入を推進する。						
対象者	バス運行事業者（京成バス株式会社）						
内容	①運行 京成バス株式会社自主運行方式、区は車両購入費の一部補助 ②運行ルート 南千住駅、南千住図書館、町屋駅、区役所を結ぶ循環ルート（約6km、35～40分程度） ③停留所 15停留所 ④運行便数 58便/日、15分間隔、南千住駅発6:40～終発21:15 ⑤料金 大人150円、小人80円、バス共通カード・シルバーパスの利用可 ※障がい者本人負担額は区が補助 ⑥バス車両 ノンステップ小型バス（車いす利用可）、日野自動車ポンチョ：定員19人乗り ⑦運行開始 平成17年4月20日						
経過	12年 6月 「汐入地区と南千住駅を結ぶ循環バスの実現等に関する陳情」 13年 2月 区長から都交通局長へ「南千住駅東側地区のバス交通網の整備について」要望書提出 5月 区議会から都知事へ「南千住駅東側地区のバス交通網の整備に関する陳情」提出 12月 バス交通網の整備の動向として交通体系委員会へ下記4項目を報告 ①上46の延伸（上野松坂屋前）、②南千40の新設（墨田一丁目）、③南千48の新設（亀戸駅前）、 ④汐入地区内の循環バスは、再開発の進捗状況等を見極めながら検討していくとの交通局の対応 15年 4月 所管を都市整備部から政策経営部へ変更 16年 6月 コミュニティバス誘致に係る、バス事業者募集 8月 コミュニティバス誘致に係る、バス事業者内定 8月 所管を政策経営部から都市整備部へ変更 12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 17年 3月 国土交通省が京成バス株式会社に運行系統新設の認可 4月 開業記念式典（19日）、開業（20日） 8月 乗務員休憩所設置						
必要性	バス事業者の自主運行によりランニングコスト負担が無いため、区は最小限の経費で新規路線の導入が可能						
実施方法	（直営（一部委託） 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 運行経費は乗車料金で賄うバス事業者の自主運行とし、区は初期経費の一部を補助する。 【区の支援】 ①事業者が購入する車両購入費の一部（補助率1/3：上限1500万円）を補助 ②手続きに関する支援 ③運行環境の整備（歩道の植栽撤去などの必要な運行環境の整備） ④区の名称使用、PR等（区の名称使用を認める。区報、ホームページ等で積極的にPR） ⑤障がい者本人負担額の補助 ⑥乗務員休憩所の確保						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	—	—	—	—	23,008	0	0	
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	16,309	0	0	
②人件費						0		
【事務分担量】（%）						0		
合計（①+②）	0	0	0	0	16,309	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	16,309	0	0	
実績の推移	事項名							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
乗車人数（一日あたり）					—	845		

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	11(4)一般	開業式典用消耗品購	17				
	13委託料	南千住駅周辺交通潮	0				
	15工事請	バス走行環境整備費	1,292				
	19負担金	バス購入費補助金	15,000				
	19負担金	身障者等運賃補助	0	※身障者等運賃補助			
				※障害者福祉課事業			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	乗車人数（一日あたり）	—	845	—	1,800	
②						

問題点・課題	・荒川区役所前のバス停は、東京都交通局から暫定的に併用が認められており、別途場所を確保する必要がある。 ・汐入地区へのコミュニティバスの導入について、南千住地域の開発動向等を踏まえた検討を要する。 ・バス停の新設、逆周りルート等、路線の拡大に関する区の支援について整理する。
他区の実施状況	（実施 10 区 未実施 12 区） 港区、台東区、江東区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	「さくら」運行に関する検討会 京成バス：営業部長、運行課長 区：総務企画課長、企画担当課長、観光振興課長、障害者福祉課長、都市計画課長、交通担当課長	・利用者増による収支改善 ・運行ルート拡大の検討
②	子ども家庭支援センター付近への停留所新設	同センターへのアクセス向上
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	コミュニティバス「さくら」が、京成バスの自主運行路線として既に昨年度運行を開始しているが、今後の利用者増をバス事業者と共に検討していく。

議会質問状況（要旨）	・14年四定 「路線バスの再編成とコミュニティバスの実現について」 ・15年三定 「南千住四、八丁目地域を含めたルートの選定について」
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの策定		部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
			担当者名	菊 嶋 信 一	内線	2892
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	都市計画マスタープラン策定費 01-07-04-03					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠法令等	都市計画法第18条の2		
終期設定	● 有 ○ 無 20 年度		（市町村の都市計画に関する基本的な方針）			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画（非計画）	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野				
	政策	都市基盤の充実				
	施策	総合的な市街地整備の推進				
目的	新たな基本構想の策定を踏まえ、区のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランを時代に即したものとするために新たに策定する。（H9年3月策定）					
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各まちづくり施策担当					
内容	都市計画法の改正により、H9年3月に策定した「荒川区都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が10年度目を迎え、社会状況の変化、まちづくりに関する諸事項の変遷により、現状に一致しない事項や新たな課題が出てきている。 H18年度に策定される「荒川区基本構想」及び広域自治体としての方針である「東京都都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」の内容も反映した新たな都市計画の方針を定める。 H18年度中に区の基本的な考え方及び策定方針の取りまとめを行い、H19年度末までに素案を策定し、20年度策定する。 H18年 H19年 H20年 の策定プロセス → 検討の策定方針の → ロポーザル選定 → 決定の策定方針の → 設置内検討組織の → 住民参加による → 方針内容の検討 → 住民意見に対する → 最終素案の作成 → 都市計画審議会 → 区議会報告					
経過	H8年度、現行の都市計画マスタープラン策定 H17年度、基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等を行った。 H18年度に入り、現在、区の策定方針検討のための資料を作成中。					
必要性	建て替えや高層化による都市の更新、高密度化が無秩序に行われるのを防ぐと共に、健全かつ適正な都市の発展を誘導するために、区のまちづくりに関する諸施策の基本的な方針となる都市計画マスタープランを時代に即した見直しを行うことが必要である。					
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 一部委託：コンサルティング業務委託（委託先はプロポーザル選定の予定）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						4,310	
【事務分担量】（%）						50	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	4,310	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	4,310	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	① 区の策定方針の決定	—	—	基礎調査 50%	方針決定 100%	H19年度当初のコンサル委託時までに方針を決定
	② 住民からの意見収集	—	—	方法検討 20%	アンケート等 100%	広報、ワークショップ等による意見集約
	③ 最終案の策定及び決定	—	—	—	H19年度 100%	H19年度末には最終素案を策定し、H20年度に区議会議決

問題点・課題	課題 1) 区民をはじめ区関係職員から適切な意見をたくさん出してもらうためのアプローチ、適切な資料の作成、誘導が難しい。 2) 素案の策定過程で、多種多様な生活形態の区民からたくさんの意見を出してもらうための手段（アンケート、広報、ホームページ、説明会、公聴会、検討会、ワークショップ）及び仕掛けづくりが難しい。 3) 都市計画マスタープランの内容で、具体性の面でどのレベルまで捕らえるか、また区民をはじめ区関係職員から出された意見の集約及びプランへの反映の仕方が難しい。
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区） 改正を行った区 新宿区（H8—H20）、台東区（H6—H18）、世田谷区（H8—H17）、杉並区（H9—H14）、豊島区（H12—H16）、足立区（H6—H18）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	現行の都市計画マスタープラン策定時のH8年度から現在までに、まちづくりを取り巻く環境は地区計画等への区民参加や都市景観の保全などの面で大きく変化しており、区のまちづくり施策の指針となる当マスタープランの改正は早急の実施する必要がある。

議会（要質） 質問状況	・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」
----------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫	
			担当者名	川原宏一	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠				
終期設定	● 有 ○ 無 37 年度		法令等				
実施基準	法令基準内（都基準内） 区独自基準			計画区分	計画（非計画）		
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境					
	政策	安心・安全のまちづくりの推進					
	施策	災害に強いまちづくりの推進					
目的	区は、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。						
対象者等	木造住宅密集地域 （整備地域… 震災時の甚大な被害が想定される地域 荒川地域 約573ha） （重点整備地域…整備地域のうち基盤整備事業等を重点化して展開する地域 町屋・尾久地区 約280ha）						
内容	当課の役割… 当区の取り組み状況を把握し、都に報告や計画修正の提案をする。 計画の基本的考え方…延焼遮断帯となる道路等を整備し、防災生活圏を形成する。 整備の方針… 木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保する。 整備の内容… ①骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 ②密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等） 整備目標… 整備地域においては2025年度までに不燃領域率70%を目指す						
経過	平成7年度 都―「防災都市づくり推進計画〈基本計画〉」策定 平成8年度 都―「防災都市づくり推進計画〈整備計画〉：各地域ごとの方策を示すもの」策定 区―「防災都市づくり検討委員会」設置 市街地整備を具体化する手法等を都と検討した 平成9年度 区―「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を導入し、調査を実施した（東尾久1丁目の区域） 平成10年度 区―前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 ⇒ 事業化見合わせ 平成14年度 都・区―計画改定に伴う調査、整備地域・重点整備地域の見直し検討 同年12月 都―第5回地域危険度調査公表 平成15年度 都―改定素案公表、都民意見募集 同年9月 都―改定後の基本計画公表 平成16年3月 都―改定後の整備プログラム公表 区内の重点整備地域における事業：防災生活圏、新防火規制、街路90・306・193						
必要性	区民の安全・安心まちづくりに、木造密集地域の解消は欠かせない （参考）不燃領域率の変化 平成8年度 13年度 15年度 27年度目標 37年度目標 整備地域 50% 55% 計画改定に伴い 54% 70% 重点整備地域 43% 49% エリア変更あり 50% 65% 70%						
実施方法	（ <u>直営</u> ） 一部委託 全部委託 （直営の場合）（ <u>常勤</u> ） 非常勤 臨時職員						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費						8,619	
【事務分担量】（%）						10	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	8,619	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	8,619	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	町屋・尾久地区 延焼遮断帯形成率	48 %	48 %	57 %	75.0 %	道路幅員毎の沿道建物の不燃化 達成率（平成15年度 48.0%）
	② 町屋地区不燃領域率	43.23 %	43.23 %	—	65.0 %	空地と不燃建築物から算出した 領域率（平成13年度43%）
	③ 尾久地区不燃領域率	48.05 %	48.05 %	54.92 %	65.0 %	空地と不燃建築物から算出した 領域率（平成8年度41%、13年度48%）

問題点・課題	- 個人の資産である住宅については、助成があるといってもライフサイクルに合わないと言建替えは進まない。 - 都は、防災生活圈促進事業を終了するため、当該地区の防災都市づくりを推進するには、密集事業への転換が必要となる。 - 同様な街づくり手法である区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下において実施不可能である。
他区の実施状況	（実施 19 区 3 未実施 区） 千代田、中央、港

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	密集地域の多い当区にあっては、都と連携を図り、推進計画における位置付けが事業化に大きな影響を与える。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	耐震偽装問題対策		部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
			担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	街づくり推進事務費（都市計画課） 35-24-50-01					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ● 18年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	建築基準法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 (非計画)	
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境分野				
	政策	安心・安全のまちづくりの推進				
	施策	災害に強いまちづくりの推進				
目的	偽装された構造計算により耐震不足を抱えたまま建設されたマンションに関し、以下の対策を実施する。 ①居住者及び周辺住民の安全確保のための対策 ②建築基準法に基づく違反是正の指導 ③マンション居住者の生活再建を視野に入れた適正な支援 ④偽装された確認申請書の確認処理に関する法的な整理					
対象者等	グランドステージ町屋居住者（30戸）及び周辺住民					
内容	区、東鉄工業株式会社（元請会社）、GS町屋対策委員会（マンション居住者代表）の三者による対策協議会を設置して、耐震改修工事に関する検討を重ねている。 現在、H18年度に実施した耐震調査委託による建物概略調査及び耐震診断の結果に基づき、スリットの欠落箇所の調査を経て、基本計画策定に向けて検討中。 ① 居住者等の安全確保のための対策及び建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事）の流れ スリット調査 → 基本計画策定 → 工法の選定 → 権利者調整 → 実施計画策定 → 日本建築防災協会による判定 → 仮住居の確保 → 移転 → 工事着手 → 竣工（違反是正完了） ② マンション居住者の生活再建等の適正な支援及び確認処理に関する法的な整理の流れ 居住者支援（協議会対応、補助事業の適用、早急な工事の推進）を行う一方で、全国的な債権整理の動向を勘案しながら、区、GS町屋、東鉄㈱の各々の裁判又はそれに準じた機関による審判に基づく責任の明確化及びその対処について検討を進めていく。 なお、補助金の導入に際しては居住者が取得する債権の一部に代位請求権を設定することで整理する。また、責任が明確になるまでの支援は、地元自治体の業務として対処する。					
経過	H17. 11. 18 区確認物件に偽装マンションがあることが判明 11. 22 「マンション耐震問題対策本部」を設置 11. 24 東京建築検査機構に構造計算の再審査、耐震強度判定の依頼 H18. 1. 24 建物耐震調査委託契約（履行期限3. 24） 5. 13 耐震調査結果について居住者説明会開催 6. 11 GS町屋臨時総会にて、基本計画策定を管理組合から東鉄㈱に発注することを決議					
必要性	区が確認をしたマンションであること、居住者、周辺住民の安全性確保並びに居住者の生活再建が必要であること、また社会的な問題であることなどから、区としての支援、誘導、指導は必要である。					
実施方法	（直営 (部委託) 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区の業務は、三者協議会の対応及び建築基準法に基づく指導、誘導並びに支援と補助金業務などである。基本計画策定、実施計画策定、耐震改修工事などの一連の事業は、GS町屋管理組合が行う業務となる。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	0	
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	3,948	6,400
②人件費						3,448	
【事務分担量】（％）						40	
合計（①＋②）	0	0	0	0	0	7,396	6,400
国（特定財源）						2,632	3,200
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	4,764	3,200
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
						3,948	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	建築基準法に基づく違反是正（耐震改修工事の実施）	—	—	基本/実施 30%	工事 100%	工事はH19～20年度で実施予定
	居住者への適正な支援（補助事業の実施）	—	—	基本/実施 30%	工事 100%	設計、工事の各段階で補助事業を通して適正な支援を行う
	確認処理に関する法的な整理（法又はそれに準じる裁定）	—	—	—	裁定 100%	ヒューザーへの債権請求を経てGS町屋との最終調整を行う

問題点・課題	課題（下欄の問題点・課題の改善策検討の①、②、③に対応） ① 工事までの経費を誰が負担するかに関し、法的な判断と切り離せないため、耐震改修工事（違反是正）が延滞する可能性がある。 ② 建物の精密診断を行うには多大な経費と時間を要し困難であるため、H18年度に実施した建物耐震調査及びスリット調査の結果から建物の状態を判断することになる。 ③ 補助事業の導入に際し、国より早急な是正を求められているが、住民の合意形成、権利調整等に相応の時間を要する可能性があり、補助事業の進行管理との調整が難しい。 ④ 建築確認、検査制度等への信頼性を回復することが急務である。
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 4 区） 保有水平耐力の指標値0.5以上の状況・・・（ ）数値は、マンション棟数／保有水平耐力 北区（1／0.7）、江東区（1／0.61）、大田区（1／0.59）、中央区（1／未公開） ※ H18.7月現在で、荒川区のGSは最も早い進捗状況である。

問題点・課題の改善策検討（上覧の問題点・課題の①、②、③に対応）		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	当面、元請業者を交えた協議をしっかりと重ねていく一方で、法的責任の見通しと費用負担を勘案しながら、具体的対処の内容を絞り込んでいく。	区及び元請業者の法的な責任を明確にするには、かなりの時間を要すると思われ、事業を進めていく中で解決の一定の方向性が出せる可能性がある。
②	基本計画策定の中で、建物の主要構造部、特に基礎関係について、慎重かつ十分な検討を行い、実施計画に移行していく。	安心して暮らせる建物になるほか、計画の再検討などの無駄を防ぐことになる。
③	国、都への補助金申請等を通して、事業の進捗状況の説明を十分に行い、理解を得る。	事業関係者にとって無理のない計画で事業を行える。
④	区の審査・検査業務の強化（職員数及び能力開発）を講じるほか、国、都の対策に取り組む。	区民が安心して住宅の取得や建築物を利用できるようになり、信頼回復ができる。

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	地震による建物の損傷などによる危険を回避するために、早急な対応が必要である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	セメントサイロ跡地利用計画		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫													
			担当者名	川原宏一	内線	2812													
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）																			
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☒ 19年度 ☐ 18年度 ） ☒ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業																		
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度		根拠																
終期設定	☒ 有 ☐ 無 21 年度		法令等																
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 ☒ 非計画														
行政評価 事業体系	分野	防災・まちづくり・環境																	
	政策	都市基盤の整備																	
	施策	南千住地区市街地再開発事業等の推進																	
目的	平成18年3月に営業停止した、ＪＲ貨物が所有するセメントサイロ跡地について、区とＪＲ貨物で、本格利用に関する検討調査の業務委託や協議会を開催し、地域活性化施設の導入を目指す。																		
対象者 等	セメントサイロ跡地（南千住4-1-1）：約15,000㎡ 隣接する区有地：約41㎡																		
内容	本跡地が、南千住地域の活性化を図るための施設誘致に絶好の立地条件であることから、区は積極的に関与し、ＪＲ貨物に働きかけ、協議会等を設置し、地域活性化施設の導入を目指す。なお、導入までの間、ＪＲ貨物是一部を駐車場として暫定的に使用する計画があり、区は隣接する区有地を賃貸する。 《今後の予定》 <table border="0"> <tr> <td>平成18年度中</td> <td>ＪＲ貨物と勉強会（今後のスケジュール決定及び共同委託の合意形成）</td> </tr> <tr> <td>平成18年度9月</td> <td>暫定駐車場の開業</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>ＪＲ貨物と合同で検討調査の業務委託を実施</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>協議会の開催・審議し、利用計画決定</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>整備工事着手</td> </tr> </table>							平成18年度中	ＪＲ貨物と勉強会（今後のスケジュール決定及び共同委託の合意形成）	平成18年度9月	暫定駐車場の開業	平成19年度	ＪＲ貨物と合同で検討調査の業務委託を実施	平成20年度	協議会の開催・審議し、利用計画決定	平成21年度	整備工事着手		
平成18年度中	ＪＲ貨物と勉強会（今後のスケジュール決定及び共同委託の合意形成）																		
平成18年度9月	暫定駐車場の開業																		
平成19年度	ＪＲ貨物と合同で検討調査の業務委託を実施																		
平成20年度	協議会の開催・審議し、利用計画決定																		
平成21年度	整備工事着手																		
経過	<table border="0"> <tr> <td>昭和40年7月</td> <td>セメントサイロ営業開始</td> </tr> <tr> <td>平成18年2月</td> <td>セメントサイロ敷地における住宅開発調査の情報入手</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月</td> <td>区からＪＲ貨物に対し、住宅開発の反対の表明と地域活性化施設導入の申し入れ</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月</td> <td>ＪＲ貨物から調査検討中の回答及び区と勉強会開催を提案</td> </tr> <tr> <td>平成18年5月</td> <td>ＪＲ貨物と区で情報交換化会議を実施</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月</td> <td>ＪＲ貨物から暫定駐車場計画の事前相談</td> </tr> </table>							昭和40年7月	セメントサイロ営業開始	平成18年2月	セメントサイロ敷地における住宅開発調査の情報入手	平成18年3月	区からＪＲ貨物に対し、住宅開発の反対の表明と地域活性化施設導入の申し入れ	平成18年3月	ＪＲ貨物から調査検討中の回答及び区と勉強会開催を提案	平成18年5月	ＪＲ貨物と区で情報交換化会議を実施	平成18年6月	ＪＲ貨物から暫定駐車場計画の事前相談
昭和40年7月	セメントサイロ営業開始																		
平成18年2月	セメントサイロ敷地における住宅開発調査の情報入手																		
平成18年3月	区からＪＲ貨物に対し、住宅開発の反対の表明と地域活性化施設導入の申し入れ																		
平成18年3月	ＪＲ貨物から調査検討中の回答及び区と勉強会開催を提案																		
平成18年5月	ＪＲ貨物と区で情報交換化会議を実施																		
平成18年6月	ＪＲ貨物から暫定駐車場計画の事前相談																		
必要性	計画内容によっては、南千住地域だけでなく、荒川区の活性化にも大きな影響を与える可能性があることから、区は積極的な関与が必要である。																		
実施 方法	（直営 一部委託 全部委託 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ＪＲ貨物と区で検討調査委託を行う																		

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	—
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—
②人件費							
【事務分担量】（％）							
合計（①＋②）	0	0	0	0	0	0	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	利用計画の決定	—	—	0 %	100 %	区が考える施設導入計画決定を100%とする
②						
③						

問題点・課題	・JR貨物は、跡地を有効活用するためにマンション・商業開発・物流倉庫等を視野に入れて検討している。 ・この中で、地元・区の意見を反映させる必要性は認識しているが、採算性を最も優先する考えである。 ・区は、児童数の急増に苦心し対応したので、これ以上の児童数増が考えられるマンション建設には当面反対である。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	地主であるJR貨物との協議を円滑に進め、地域活性化施設の導入を図ることは、地域イメージの形成に大きく貢献する。

議会（要質）問状況	・18年一定 「跡地利用に関する協議会の設置について」 ・18年一定 「マンション建設以外の社会資本整備について」
-----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	コミュニティバスさくらの利用促進		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志	
			担当者名	小泉文弘	内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)		計画区分	計画 (非計画)			
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境					
	政策	都市基盤の整備					
	施策	総合的な交通体系の整備					
目的	交通利便性の向上等を目的として導入したコミュニティバスの路線を継続させるためその利用を促進する						
対象者等	バス運行事業者（京成バス株式会社）、バス利用者						
内容	乗務員の態度等も含めて利用者からの評判も良好であり、逆回りや路線拡充の要望が寄せられている。利用状況も事業者による開業時予測に比べて推移しているが、当初より厳しい営業収支が予測されているため、さらなる利用促進が必要な状況である。						
経過	17年 4月 開業（20日） 18年 2月 さくら運行に関する検討会（京成バス、区）を設置						
必要性	事業者として路線を継続していくためには一定の収支バランスが必要である						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員) 事業者と区職員をメンバーとする検討会において検討を進めていく						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	0	0
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	0	0
②人件費						2,586	
【事務分担量】（%）						30	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	2,586	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	2,586	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
乗車人数（一日あたり）						845	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金			身障者本人運賃補助 ※障害者福祉課事業 (18447501)		身障者本人運賃補助 ※障害者福祉課事業 (18447501)	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	乗車人数（一日あたり）	—	845	—	1800	
②						

問題点・課題	・荒川区役所前のバス停は、東京都交通局から暫定的に併用が認められており、別途場所を確保する必要がある ・汐入地区へのコミュニティバスの導入について、南千住地域の開発動向等を踏まえた検討をする必要がある。 ・バス停の新設、逆周りルート等、路線の拡大に関する区の支援について整理する必要がある。
他区の実施状況	（実施 10 区 未実施 12 区） 港区、台東区、江東区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	「さくら」運行に関する検討会 京成バス：営業部長、運行課長 区：総務企画課長、企画担当課長、観光振興課長、障害者福祉課長、都市計画課長、交通担当課長	・利用者増による収支改善 ・運行ルート拡大の検討
②	子ども家庭支援センター付近への停留所新設	同センターへのアクセス向上
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	コミュニティバス「さくら」は京成バスの自主事業であるが区内の交通便利性の向上、交通弱者の交通移動手段確保、自家用車使用の抑制等に効果があることから、施策の優先度は高い。

議会質問状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	つくばエクスプレス利用促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	齋藤栄志
		担当者名	小泉文弘	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	TX沿線都市連絡協議会(35062001)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度	根拠法令等	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的促進に関する特別措置法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画 （非計画）		
行政評価事業体系	分野	防災・まちづくり・環境			
	政策	総合的な市街地整備の推進			
	施策	総合的な交通体系の整備			
目的	つくばエクスプレスは、平成17年8月24日に首都圏北東部の交通体系の整備、JR常磐線等の既設鉄道の混雑緩和、首都圏における宅地供給の促進、沿線地域における産業基盤の整備を目指して開業した。荒川区としては、開業後の経営基盤の安定化等の課題に対して、沿線自治体と協力して沿線のイメージアップ等、利用促進の取り組みを行う。				
対象者等	- 事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第3セクター） - つくばエクスプレス利用者				
内容	つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会（沿線11都市：18年度会長はつくば市） つくばエクスプレス沿線特別区連絡協議会（沿線4区：18年度会長は台東区） （両協議会の活動方針） - 経営安定化等に関わる関係機関への要請活動 - 関係機関等との連携及び情報交換 - 沿線のイメージアップに向けての取り組み 東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会（事務局：東京都都市整備局・都市基盤部）				
経過	平成16年 7月 トンネル&レールウォーク in南千住開催参加者376名 17年 6月 南千住駅舎見学会参加者450名（25日）、運行ダイヤ発表（30日） 8月 区民試乗会（7日）、開業（24日） 11月 南千住スタンプラリー開催参加者214名 18年 7月 開業1周年スタンプラリー（ふるさと文化館）				
必要性	つくばエクスプレスの沿線都市が、協力体制を確立して利用促進を行うことにより、経営安定化や沿線のイメージアップに向けた支援を行う必要がある。				
実施方法	（<u>直営</u>） 一部委託 全部委託 ） （直営の場合 <u>（常勤）</u> 非常勤 臨時職員 ）				
	- つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会（沿線11都市：18年度会長はつくば市） - つくばエクスプレス沿線特別区連絡協議会（沿線4区：18年度会長は台東区） - 東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会（事務局：東京都都市整備局・都市基盤部）への加入				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	—	—	—	—	—	—	70
①決算額（18年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	70
②人件費							
【事務分担量】（％）							
合計（①＋②）	0	0	0	0	0	0	70
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	70
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	沿線自治体協議会分担金						70

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金					常磐新線関連協議会	70

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
① 乗車人数（一日あたり） ② 南千住地域の人口（1～8丁目） ③	① 乗車人数（一日あたり）	—	15.2万人	18.6万人（～5月）	27万人	開業5年後（開業時13.5万人）
	② 南千住地域の人口（1～8丁目）	31488	33319	33639（6月1日）		毎年1月1日時点での数値
	③					

問題点・課題	開業後の利用状況は順調に推移しているが、つくばエクスプレスの経営安定化に向けては、開業5年後27万人／日を達成する必要がある。
実施状況	（実施 3 区 未実施 19 区） 常磐新線沿線区（千代田区、台東区、足立区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	沿線自治体協議会の取組み（4区協、11都市協）	沿線のイメージアップ T X 利用者の増 経営安定化
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	つくばエクスプレスは、既に昨年度に開業したが今後の利用者増を沿線自治体として支援していく。

議会質問状況（要旨）	・10年四定 「JR、常磐新線南千住駅北口の新設と走行騒音対策について」 ・14年一定 「つくばエクスプレスの運営について」 ・14年三定 「JR常磐線の北口の新設について」 ・18年一定 「JR常磐線北口の開設について」
------------	--